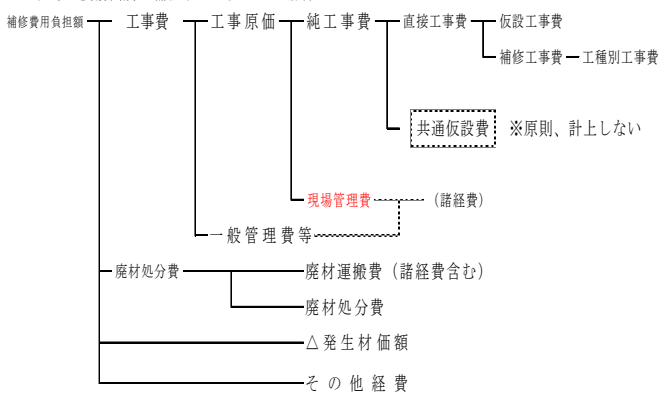
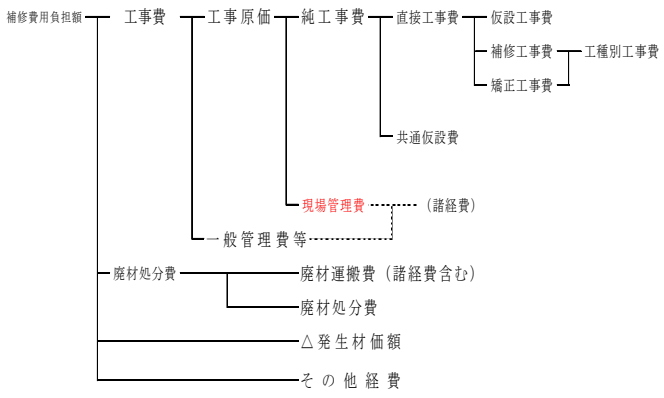
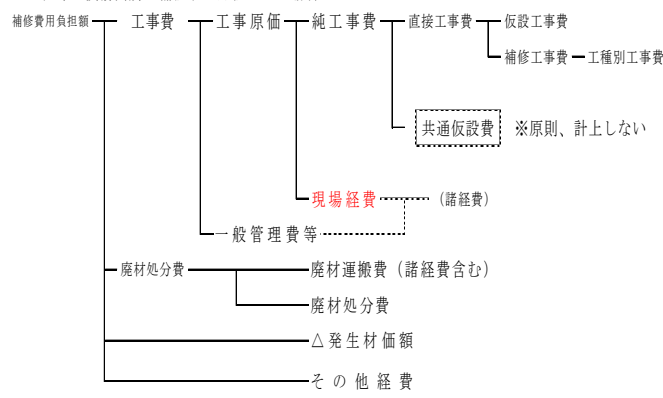
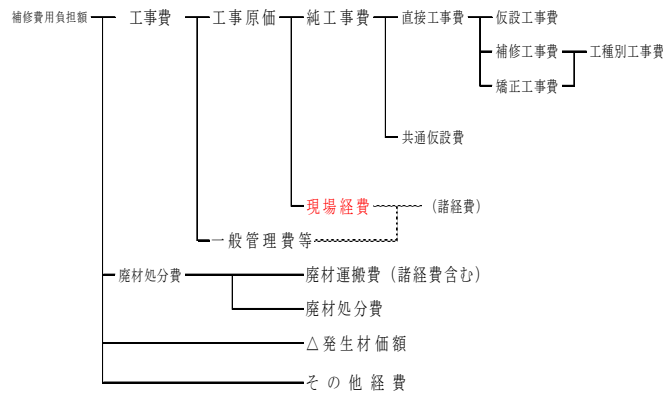


地盤変動影響調査算定要領の一部改正《新旧対照表》

〔現行〕平成24年3月30日国土用第51号

〔改正〕平成30年3月14日国土用第58号

改正後	現 行
(第1章、第2章第1節及び第2章第2節 略) 第3節 調査書等の作成 (第12条から第16条 略) (費用負担額の構成) 第17条 第16条第2号に係る費用負担額の構成は、次のとおりとする。 ＜建物等の損傷箇所を補修する方法による場合＞  補修費用負担額 - 工事費 - 工事原価 - 純工事費 - 直接工事費 - 仮設工事費 - 補修工事費 → 工種別工事費 - 共通仮設費 ※原則、計上しない - 現場管理費 (諸経費) - 一般管理費等 - 廃材処分費 - 廃材運搬費 (諸経費含む) - 廃材処分費 △発生材価額 - その他経費 ＜建物等の構造部を矯正する方法による場合＞  補修費用負担額 - 工事費 - 工事原価 - 純工事費 - 直接工事費 - 仮設工事費 - 補修工事費 → 工種別工事費 - 矯正工事費 - 共通仮設費 - 現場管理費 (諸経費) - 一般管理費等 - 廃材処分費 - 廃材運搬費 (諸経費含む) - 廃材処分費 △発生材価額 - その他経費	(第1章、第2章第1節及び第2章第2節 略) 第3節 調査書等の作成 (第12条から第16条 略) (費用負担額の構成) 第17条 第16条第2号に係る費用負担額の構成は、次のとおりとする。 ＜建物等の損傷箇所を補修する方法による場合＞  補修費用負担額 - 工事費 - 工事原価 - 純工事費 - 直接工事費 - 仮設工事費 - 補修工事費 → 工種別工事費 - 共通仮設費 ※原則、計上しない - 現場経費 (諸経費) - 一般管理費等 - 廃材処分費 - 廃材運搬費 (諸経費含む) - 廃材処分費 △発生材価額 - その他経費 ＜建物等の構造部を矯正する方法による場合＞  補修費用負担額 - 工事費 - 工事原価 - 純工事費 - 直接工事費 - 仮設工事費 - 補修工事費 → 工種別工事費 - 矯正工事費 - 共通仮設費 - 現場経費 (諸経費) - 一般管理費等 - 廃材処分費 - 廃材運搬費 (諸経費含む) - 廃材処分費 △発生材価額 - その他経費

（建物等を復元する方法による場合） 略

2 共通仮設費、**現場管理費**及び一般管理費等の内容は、それぞれ次のとおりとする。

一 略

二 **現場管理費**

労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、雑費及びその他原価性経費配賦額

三 略

（第 18 条から第 28 条 略）

（別表 修復基準 略）

別表 諸経費率

純工事費（百万円）	諸経費率（％）	純工事費（百万円）	諸経費率（％）
10 以下	34.5	55 を超え 60 以下	22.4
10 を超え 12 以下	33.0	60 を超え 70 以下	21.5
12 を超え 14 以下	31.8	70 を超え 80 以下	20.9
14 を超え 16 以下	30.8	80 を超え 90 以下	20.3
16 を超え 18 以下	29.9	90 を超え 100 以下	19.8
18 を超え 20 以下	29.2	100 を超え 120 以下	18.9
20 を超え 22 以下	28.5	120 を超え 140 以下	18.2
22 を超え 24 以下	27.9	140 を超え 160 以下	17.6
24 を超え 26 以下	27.4	160 を超え 180 以下	17.1
26 を超え 28 以下	26.9	180 を超え 200 以下	16.7
28 を超え 30 以下	26.4	200 を超え 250 以下	15.8
30 を超え 35 以下	25.5	250 を超え 300 以下	15.1
35 を超え 40 以下	24.7	300 を超え 350 以下	14.6
40 を超え 45 以下	24.0	350 を超え 400 以下	14.1
45 を超え 50 以下	23.4	400 を超え 500 以下	13.4
50 を超え 55 以下	22.8	500 を超えるもの	12.8

（注） 1 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。

（様式第 1 から様式第 5 略）

（建物等を復元する方法による場合） 略

2 共通仮設費、**現場経費**及び一般管理費等の内容は、それぞれ次のとおりとする。

一 略

二 **現場経費**

労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、雑費及びその他原価性経費配賦額

三 略

（第 18 条から第 28 条 略）

（別表 修復基準 略）

別表 諸経費率

純工事費（百万円）	諸経費率（％）	純工事費（百万円）	諸経費率（％）
10 以下	24.9	55 を超え 60 以下	18.9
10 を超え 12 以下	24.2	60 を超え 70 以下	18.4
12 を超え 14 以下	23.6	70 を超え 80 以下	18.1
14 を超え 16 以下	23.1	80 を超え 90 以下	17.7
16 を超え 18 以下	22.7	90 を超え 100 以下	17.5
18 を超え 20 以下	22.3	100 を超え 120 以下	17.0
20 を超え 22 以下	22.0	120 を超え 140 以下	16.6
22 を超え 24 以下	21.7	140 を超え 160 以下	16.2
24 を超え 26 以下	21.5	160 を超え 180 以下	15.9
26 を超え 28 以下	21.2	180 を超え 200 以下	15.7
28 を超え 30 以下	21.0	200 を超え 250 以下	15.2
30 を超え 35 以下	20.5	250 を超え 300 以下	14.7
35 を超え 40 以下	20.1	300 を超え 350 以下	14.4
40 を超え 45 以下	19.7	350 を超え 400 以下	14.1
45 を超え 50 以下	19.4	400 を超え 500 以下	13.6
50 を超え 55 以下	19.1	500 を超えるもの	13.3

（注） 1 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。

（様式第 1 から様式第 5 略）